

令和3年11月28日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第112号：新たな変異ウイルスの感染急拡大を受けて、南アフリカ等7ヶ国からの入国停止）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、南アフリカ等において新型コロナの新たな変異ウイルスの感染が急拡大していることを受けて、新たな措置を発表しました。

○オマーン民間航空庁は、上記決定から除外される乗客のオマーン入国手続きについて、回章を発出しました。

【本文】

1 11月27日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、南アフリカ等において新型コロナの新たな変異ウイルスの感染が急拡大していることを受けて、以下のとおり新たな措置を決定、発表しました。

●南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、レソト、エスワティニ、モザンビークの7ヶ国からの旅行者の入国を、オマーン到着前の14日以内に同7ヶ国に滞在した場合も含め、11月28日（日）午前8時から追って通知があるまで停止する。

2 オマーン民間航空庁（CAA）は、上記1の決定を受け、以下のとおり回章を発出しました。

●オマーン国民、外交官、医療従事者およびその家族、ならびに有効な査証を有する当該7ヶ国からの旅行者は、本決定から除外されるも、到着時のPCR検査及び7日間の施設隔離（6日目に再度PCR検査）の対象となる。

3 過去1週間のオマーン保健省の発表を取りまとめると、18日に8件、19日に14件、20日に4件、21日に7件、22日に10件、23日に5件、24日に5件の新規感染を記録し、24日までの累積感染症例数は304,519件（死亡件数は4,113件、治癒件数は299,951件、治癒率98.5%）、24日の入院件数は7件（新規0件、ICU2件）です。

4 10月27日、CAAは、ツイッターでオマーン入国のための手続きについて掲載しておりますので、以下リンクをご確認下さい。

<https://twitter.com/CAAOMN/status/1453301651993923589>

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話：（＋968）24601028

－FAX：（＋968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>